

ふくし百選 デイサービス金沢  
(基準緩和型通所サービス)

運営規程

(事業の目的)

第1条 北電産業株式会社が開設するふくし百選 デイサービス金沢（以下「事業者」という。）が行う指定基準緩和型サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の管理者及び従事者、（以下「従業者」という。）が、事業対象者・要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の従業者は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- ① 心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ② 利用者の社会的独立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の心身的、精神的負担の軽減を図るために、必要な援助ができるよう配慮いたします。
- ③ 機能訓練の項目を準備し、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、機能訓練等を実施いたします。
- ④ 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものといたします。

(事業者の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ふくし百選 デイサービス金沢
- 二 所在地 石川県金沢市窪七丁目 271 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（従事者と兼務）  
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従事者 1名以上  
必要な運動中心のサービスを行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

- 二 営業時間 8時40分 ～ 17時20分（1日2単位）  
サービス提供時間 午前の部 9時00分 ～ 12時05分  
午後の部 13時30分 ～ 16時35分

（基準緩和型サービスの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、以下の通りとする。

基準緩和型サービス 午前の部14名、午後の部14名

（基準緩和型サービスの内容）

第7条 事業者の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 生活援助（相談援助）
- 二 送迎サービス
- 三 健康状態の確認
- 四 機能訓練（運動中心のサービス）

（基準緩和型サービスの利用料等及び支払いの方法）

第8条 基準緩和型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は金沢市若しくは野々市市が定める基準の額とします。

金沢市・野々市市が定める基準によるものとし、当該事業者が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

ただし、介護保険法第49条の2又は第59条の2の規定により、政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である第一号被保険者については、その負担割合の額とする。

- 2 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、金沢市、野々市市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者等は、サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者・家族に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業者の災害対策については、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、消防法に規定する防火管理者を設置して、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年二回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 13 条 事業者は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報保護)

第 14 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者・利用者家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ利用者・利用者家族の同意を得る。

(秘密保持等)

第 15 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、採用時に従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき誓約書の提出を受ける。

(苦情処理)

第 16 条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員等に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業者は、従業員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 か月以内
- 二 継続研修 年 1 回
- 2 従業員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、北電産業株式会社と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. 三 機能訓練指導員 1 名以上を削除

第 18 条虐待防止に関する事項を追加、第 18 条を第 19 条に変更 (2024. 03. 15)